

KPMG Japan e-Tax News

No.213 2 December 2020



税務情報

国税庁 — グループ通算制度に係る通達の趣旨説明の公表

国税庁は12月1日、9月30日付で発送された「[グループ通算制度に関する取扱通達の制定について\(法令解釈通達\)](#)」(以下、本通達)のうち、「[グループ通算制度に関する取扱通達の主要項目について](#)」(PDF 264.5KB)に挙げられている通達等の趣旨を取りまとめた以下の趣旨説明を公表しました。(今回公表されたもの以外の通達に係る趣旨説明は、今後追加予定であるとのことです。)

■ [令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」\(法令解釈通達\)の趣旨説明《主要制定項目》](#)

上記のページに掲載されている「[令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同『グループ通算制度に関する取扱通達の制定について』\(法令解釈通達\)の趣旨説明《主要制定項目》について\(情報\)](#)」(PDF 468.3KB)の「第1 前文関係」(P.1)では、グループ通算制度に係る法令解釈通達(法人税関係)は、グループ通算制度に対応した措置法関係等の法令改正が、グループ通算制度の施行(2022年4月1日)まで順次見込まれていること等を踏まえ、以下のとおり対応していく予定であること等が明らかにされています。

- ・ 単体納税制度適用法人向けの基本通達とは別に新たに個別通達として制定された本通達は、グループ通算制度の施行まではグループ通算制度に関する法令改正に対応して一部改正を行い、施行後の適宜のタイミングで本通達を単体納税制度適用法人向けの基本通達に取り込む改正を行う。
- ・ 連結納税制度適用法人向けの基本通達は、グループ通算制度の施行まで廃止せず存置し、その施行までの法令改正を反映した通達改正を行った後の適宜のタイミングで、所要の経過的取扱いを定めたうえで、これらの通達全体を廃止する。

また、「第1 前文関係」《参考》(P.2)では、本通達は大きく以下の3区分で構成されていることが示され、これらの区分を一覧することができる表も掲載されています(P.3~6)。

- (1) グループ通算制度に固有の新たな取扱いを定めたもの(47本)
- (2) 連結納税基本通達又は連結措置法通達において定めている通達をグループ通算制度向けに改組のうえ移設したもの(15本)

(3) 法人税基本通達又は措置法通達において定めている通達をグループ通算制度
向けに改組したもの(22 本)

上記のほか、「[グループ通算制度に関する取扱通達の主要項目について](#)」(PDF 264.5KB)に挙げられている通達(「第 2 法人税法関係」16 本及び「第 3 租税特別措置法関係」2 本)及び「第 4 共通事項関係」の通達(1 本)の趣旨説明が掲載されています。

この趣旨説明には、通達からは読み取ることができない解釈が示されているものもあり^(*)、実務において参考になります。

(*) たとえば、グループ通算制度の開始又はグループ通算制度への加入に伴う欠損金の持込み制限の要件のひとつである「新たな事業を開始した場合」の意義を明らかにする本通達 2—15 の趣旨説明「【新設】(新たな事業の開始の意義)2—15」(P.18~19)では、以下の考え方が示されています。

- 本通達に示されている「新たな事業を開始した」ことに該当しない事実の 2 つの具体例((1)新たな製品を開発したこと及び(2)その事業地域を拡大したこと)は例示に過ぎず、これら以外にも、たとえば現在は休業中となっている事業を再開したような事実があった場合や、本通達に例示した事実に該当しなくてもその他の事実関係に照らして「新たな事業を開始した」とは認められないような場合には、欠損金額の切捨ての対象とはならない。
- 本要件に該当するか否かは、あくまでその通算法人の行っている「事業」に係る個々の具体的な事情を総合勘案して判定されるものであるから、本通達では、日本標準産業分類などの統計分類に基づく事業単位・事業区分などを基にした本要件に係る判定指標・判定方法や、売上金額や事業所数などに基づく事業規模の推移などに関する数値基準などといった、本要件の該当性を判定するに当たってのメルクマールを示したりはしていない。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.